

令和7年度法務省委託「よくわかる！こどもの権利条約－児童の権利に関する条約－」の印刷・製本に係る見積競争（仕様書）

1 業務内容

人権啓発教材「よくわかる！こどもの権利条約－児童の権利に関する条約－」の版下修正及び印刷・製本業務

※ 本冊子は、下記URLから閲覧可能

<https://www.jinken-library.jp/database/docs/R4-kodomonokenrijoyaku.pdf>

2 仕様等

(1) 判型等

A6判 / 16ページ（表1、表4を含む） / 4C / 中綴じ

(2) 印刷部数

130,000部（予定）

(3) 用紙

再生マットコート紙 菊判 76.5Kg相当

※ 印刷・製本に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき、定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たさなければならない、それを証するための書類を提出しなければならない。

※ ただし、印刷用紙については受注後、当該基準を満たす製品を入手することが困難な場合には、当センターの了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

(4) 版下修正

ア 版下データ（高精度のPDFデータとIllustrator）を支給。

イ 修正箇所についてはPDF等で指示する。

3 スケジュール（予定）

(1) 版下データ支給日：令和7年6月30日（月）

(2) 版下完成日：令和7年9月5日（金）

(3) 納品期限：令和7年9月22日（月）

4 校正

版下修正に係る校正3回以上、色校正（簡易校正）1回以上

5 納品場所及び冊数（予定）

- (1) 当センターが指定する発送会社（都内又はその近郊）1か所
129,600部
 - (2) 公益財団法人人権教育啓発推進センター
（東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階）
200部
 - (3) 法務省人権擁護局人権啓発課（東京都千代田区霞が関1-1-1）
200部
- ※ 納品にかかる経費は受注者負担とする。

6 成果物

- (1) 「よくわかる！こどもの権利条約－児童の権利に関する条約－」
130,000部
- (2) 修正済版下データ
- (3) 版下として使用可能な高精度のPDFデータ
- (4) 閲覧用PDFデータ
ア トンボ無し／見開き（A5）
イ トンボ無し／1ページ（A6）ごと
※ 上記ア及びイについて、テキストの選択・コピーが可能なデータとアウトライン化したデータの両方を作成し納品すること。
- (5) 出力仕様書
※ 版下作成使用ソフトや特殊フォント等の詳細について明記すること。
※ 上記（2）～（5）については、DVD-R等書き換え不能な媒体に格納し2セット納品すること（1媒体に1セット）。

7 応募概要

- (1) 提出書類
ア 見積書
イ 各府省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し
ウ 適格請求書発行事業者の登録通知書の写し又は適格請求書発行事業者登録番号届出書（別紙）
- (2) 提出期限
令和7年6月30日（月）午前9時30分

8 その他

- (1) 応募者は、法務省及び他の府省庁等から指名停止を受けている期間中ではないこと。

- (2) 応募に当たって提出された提出書類は返却しない。
- (3) 本競争参加に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 納品にかかる経費は受注者負担とする。
- (5) 本業務を実施するに当たって知り得た情報については、本件以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏えいしないこと。
- (6) 本業務の実施に当たっては当センターによる確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。
- (7) 請求書は全業務完遂後に発行すること。
- (8) 本業務の完遂のために十分な実施体制を整えること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議すること。
- (10) 上記各仕様は現時点での想定であるため、受注者確定後に制作を進めていく過程で変更の可能性がある。仕様に変更があった場合は、受注者との協議の上、発注金額を変更する。その際は再度、見積書を速やかに提出すること。
- (11) 校正等の作業が多く発生するため、適切かつ迅速に対応すること。また、校正に関してはPDFデータ等を活用し、Eメール等での送受信に対応すること。
- (12) 成果物は、当センターや法務省のウェブサイト、データベース等で紹介する予定であるため、PDFについては、ウェブ上で閲覧及びダウンロード可能な状態の解像度等で納品すること。また、制作した版下は、今後、印刷又はデザインその他内容に改訂を加えた上、配布することがあるため、使用したイラスト及びデザイン等本件にかかる全ての著作権については、法務省に帰属するものとし、権利上の問題や追加費用が生じないようにすること。
- (13) 見積書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (14) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は、受託者の負担とする。また、受注者に責めに帰すべき事由がある場合には、当センターから違約金を請求する場合がある。
- (15) 本件に関して関連機関に確認・連絡する必要がある場合は、事前に当センターと調整すること。
- (16) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は当センターの承諾を得るものとする。

9 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完

了の監督・検査は、以下の当センター職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

(1) 検査職員： 事務局長補佐兼総務部長 山本由理子

(2) 監督職員： 事務局長 上杉憲章

10 問合せ先・連絡先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第2課 鈴木・島田

〒105-0012

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

TEL：03-5777-1802（代表）

FAX：03-5777-1803

Eメール：jigyoo02@jinken.or.jp

ウェブサイト：<http://www.jinken.or.jp>